

5 . 各国報告

モデレーター 杉浦 宣彦 金融研究研修センター研究官

(1) タイ

「Household Financial Services

Products, Supervision & Consumer Protection」

報告者 Chodechai Suwanaporn 財務省財政政策局財政課長
Nat Tapasanan タイ銀行金融機関政策グループ課長

(Tapasanan) タイ中央銀行の Nat Tapasanan と申します。隣の同僚はタイ財務省財政政策局から参りました。私がプレゼンテーションを担当しますが、同僚は質疑応答の時に一緒に担当させていただきます。はじめに、ご招待いただきましてどうもありがとうございます。参加することができて大変光栄です。金融庁の皆様、慶応義塾大学 21 世紀 COE の皆様に対しましては、ご招待ありがとうございました。

今日はタイの法的な枠組み・経済的な慣行ということで、金融サービス、利用者保護に関する話をします。まずは、家計における金融商品の状況について話しまして、主要な金融商品にどのようなタイプがあるのか、規制機関はどこか、また、どのような条件でそれを購入することができるのかをご紹介します。また消費者保護に対する考えをご紹介します。

まず、タイの家計における資産負債の状況をご紹介しますと、預金が負債を超えております。97 年の金融危機の前にもブームがありまして、その間に、家計における負債は、90 年の年間 3 万バツ、約 10 万円から、97 年には 7 万バツ、約 23 万円と、2 倍以上になりました。ところが、危機の間停滞いたしまして、しばらく経ちましてからまた上昇を始めているのが、最近の状況です。リテイル金融サービス、例えばクレジットカード、個人向けローン、それ以外の電子的な支払いサービスなどの拡大に伴い、家計の負債が拡大しております。キャッシュベースからの移行が不可逆的に起こっておりまして、これは消費者にとりまして、市場参加者にとりまして、メリットです。消費者にとっては利便性が高まっておりますし、市場参加者にとりまして、収益源であり、またコスト削減の可能性が高まっています。

家計における金融負債は、銀行からの借入が大きな部分を占めており、GDP の約 3 分の 1 を占めております。この他、資産といたしましては、株、債券などが拡大しており、従来の預金に変わりつつあります。各家計における借入れ状況では、住宅ローンが残高の

半分以上を占めています。個人向けローンやクレジットカードなどが続きますが、この数字は住宅ローンと比べればたいしたことはありません。

クレジットカードの拡大率はかなりの水準でしたが、2002 年に規制を導入することとなりました。これにより伸び率が低下しております。注目すべきは、個人向けローンの伸び率の急激な上昇です。これは、新しい銀行ができ、そのデータを加算したためです。しかし、新しい銀行のデータを除外しても、個人向けローンの伸び率は 23%と大きくなっております。クレジットカード及び個人向けローン規制導入の理由は単純ですが、後ほどご紹介します。

銀行融資の内訳では、企業向け融資が 8 割を超え、消費者ローンは 2 割です。

今度は、マクロからミクロに視点を移します。これから、主たる金融商品、規制機関、消費者がどのようなものにアクセスできるのかをご紹介します。

まず、資本市場では、最も一般的な商品が、株と債券です。これを管轄しているのが、証券取引委員会です。小口の投資家は証券会社を通じて、株式取引所で株を売買したり、取引したりします。債券、特に国債は、銀行を通じて取引することができます。

次に、マネー・マーケット（金融市場）、レンディング・マーケット（貸出市場）です。預金、ローン、外国為替などが家計の一般的な商品です。預金に関しては、タイ中央銀行がほとんどの預金取扱い金融機関のレギュレーターです。なぜ「ほとんどの」と言うかと言いますと、同じように預金を受け入れるいくつかの金融機関で財務省の管轄しているものがあるからです。例えば、政府貯蓄銀行、政府住宅銀行、農業銀行、農業組合などがあります。預金に関しては通常、特にアクセスに関する条件はありませんが、譲渡性預金に関しましては、額面が 50 万バーツ以下であってはならないことになっております。

商業銀行が提供するローンは、商業銀行法で規制されており、それ以外の機関、例えばノンバンクから提供されるローンについては、民法、商法で規制されます。後者の場合には商務省が、監督機関（Supervisor）ではなく、登録機関（Registrar）の役割を果たしております。以前は、当局は、銀行やそれ以外の貸付機関に、ローン提供の競争を認めておりました。しかし、ノンバンク等のクレジットカードや無担保の個人向けローンの金利が高過ぎるなどの苦情が多数あり、財務省とタイ中央銀行が、『Announcement of National Executive Council No.58』という古い法令を根拠に、規制による消費者の保護を導入いたしました。

2002 年以降のクレジットカードに関する主な規制は、カード申請者の最低収入などをクレジットカードの発行に関して設け、また与信限度額や金利に関する上限も設けました。貸し手がこの規制を回避するために、クレジットカードから個人向けローンに焦点を移したことから、同じ特別法の下で、財務省及びタイ中央銀行は、無担保の個人向けローンを免許制にいたしまして、金利の上限も設けました。

住宅ローンは需要が高いので、通常はアクセスを規制することはしません。しかし、選択的な規制ということで、ここ数年間一部規制をかけております。消費者保護という観点よ

りは、経済的な基盤作りとして、一部規制がかかっております。住宅ローンでも 97 年バブル崩壊の教訓から、次のバブルを避けるため、タイ中央銀行としても投機的な動きを抑制しています。住宅価格が 1,000 万バーツを越えるものに関しまして、住宅ローンはその 7 割までしか認められておらず、現金で 3 割以上の頭金を払わなければいけません。

割賦とリースは、その他の重要な家計向け商品で、銀行、ノンバンクの両方が供与できることになっております。銀行が対象とできるのは動産だけで、タイ中央銀行の規則を遵守しなければなりません。他方、ノンバンクはあらゆる資産を対象として、民事・商事法に基づいてサービスを提供できます。

E-banking では、銀行だけが A T M や電子振り替え、インターネット・バンキング、電話ベースの銀行業務、携帯電話ベースの銀行業務等、広範囲のサービスを行うことができます。他方、E-money は銀行とノンバンク両方が供与できるサービスになっており、今のところ、キャッシュを貯めることのできるプリペイド・カードが唯一の商品です。

あまり一般的ではありませんが、外国為替ですとか、プライベート・ファンド（私募ファンド）にも家計向け商品があります。外国為替はタイ中銀が監督しており、プライベート・ファンドは S E C（証券取引委員会）と中銀の両方が監督しています。

次は保険ですが、生保、損保両方ともタイでは商務省の保険部で監督されております。92 年制定の生損保業法の下で、保険会社は商務省の規則・通達及び保険部通達に従わなければなりません。

それでは、プレゼンの半分は概要ということで、今ご紹介させていただきましたので、残りの半分を使いまして、重要なテーマである消費者保護についてお話し申し上げたいと思います。

まず、資本市場においては、証券投資家保護基金というのができております。これは株式を売買する人を保護するためのものです。そして、取引に関して不法行為がある場合、消費者は、インターネット、メール、ファックス、電話などを通じて、S E C に提訴することができます。債券については、S E C が、消費者に対する情報開示、リスク開示を義務付けています。そして、顧客の基金及び資産を、証券会社の資産と分別管理する義務もあります。

貸出市場を見てみましょう。まず、現段階においては、タイの預金者は 100% 政府によって保護されております。ですから、全ての預金口座は包括的な保障が与えられているわけです。Financial Institutions Development Fund (FIDF) という政府機関から保護されていて、各銀行が毎年預金残高の 0.4% を積み立てなければなりません。そして、一般的な保護というのは、実際に銀行が破綻した時に発動され、預金者は元利 100% を FIDF から 30 日以内に受け取ることになります。近い将来、預金保険法の下で預金保険機構が設立され、FIDF に代わり保険を提供します。その預金保険法下では、小額預金者だけが保護されます。法案は政府の法律アドバイザーである審議会の審査を終了しており、政府が了承すれば、法案が正式に国会に提出、審議され、その後成立、施行されることになります。しかし、

移行期間をとる予定ですので、100%の預金保護を、徐々に部分保護に変えていくことになります。

次は消費者ローンの保護についてですが、その前に申し上げたいことがございます。この5～6年の間、タイ中銀及び財務省はガバナンス推進に向けて努力してまいりました。例えば消費者保護ということで、金融機関や銀行に対して、顧客の苦情処理のための明確な手続きを設定し、金融サービスの条件等についての情報開示もしっかり行うようにと義務付けております。消費者ローンの契約内容も十分に開示しなくてはならないということになっております。

消費者ローンに関しては、消費者を保護するため、カードローンでも個人向けローンでも、金利、罰金、手数料等の上限が決まっております。無担保の個人ローンについては、年間28%、カードローンの利息は年間18%を超えてはいけません。過去においては、業者は引き出しに対し、一律の手数料を課していました。例えば1,000 バーツだけ引き出す時に、200 バーツの手数料を取り、3,000 バーツを引き出す時も同じ200 バーツの手数料で、金額に応じて手数料が変わらなかった。だから、小額引き出しの消費者に至極不利だったということがありましたので、タイ中央銀行は、引き出された額の3%以上の手数料を課してはいけないということにいたしました。

18%と28%の上限ですが、これについては業界と話し合いをし、ローンを出す場合のリスクを考えて、18～28%まで引き下げました。業者としても広告、営業経費、販売後のプロモーションも切り詰めるということで、合意いたしました。タイ中央銀行は、カードローンと消費者向けローン双方の消費者保護として、主たる情報の開示、金利や手数料を変える時等は中銀の承認が必要であるということ、合理的な範囲で債権回収実費を請求することができること、非現実的な公告や誇大広告には罰則を適用することを共通要件として義務付けています。

E-banking と E-money について、タイ中央銀行は、オペレーターに対し、電子サービスのセキュリティ・ガイドライン及び IT アウトソーシングのガイドライン遵守、さらにコーポレート・ガバナンスの要件も課しています。銀行は電子振り替えに関しての不正行為の責任を負わなくてはならず、不正やカードの紛失の場合には、E-money の発行体、小売店、消費者に対しても、責任の範囲を決めなければいけません。手数料はすべて開示し、還付方針も定めなければなりません。このようなガイドラインにより、健全で倫理的なガバナンスが期待できると思います。この規制のもう一つの目的は、銀行及びノンバンクが、同じ土俵で、支払カード分野で競っていけるように同一の規制の枠組を設けることです。

保険に関し、消費者保護の主要なガイドラインとしては、まず責任準備金の要件があります。また、保険部に苦情処理のチャンネルを設け、さらに開示要件を定め、保険契約条件等の明示も定めてあります。

それでは、消費者カードや電子サービスについて、タイ中央銀行と民間が消費者意識を高めるためのガイドラインを推進するなどの努力を行っていますが、これについてご紹介

申し上げたいと思います。今日、消費者カードや一部電子サービスにつきましては、犯罪行為が見られており、リスク管理を、まず業者側が徹底させることが重要で、しっかりしたセキュリティ及び詐欺行為対策管理システムを確立することが求められます。また、消費者の取引の監査証跡を追跡するなど、質の高い手法を開発し、さらに技術の進展にもついていくなどが求められます。また、新手の詐欺商法もしっかりと認識できるような体制が必要です。そして、法律的な問題にまで発展した場合には、これを解決するための消費者苦情センターを設け、これをしっかりと機能させ、また、非常に疑わしい取引については、時宜を得た形で取り扱い業者に情報を流すことも求められております。

カード保有者にも、消費者意識ガイドラインを守るだけで、電子サービスに関する詐欺的行為を減少させることができます。カードから目を離さない、カードを使った時にはレシートをむやみに捨てない、カード情報を不用意に漏らさない、暗証番号は書き付けておいたり人に知らせない、などの配慮が必要です。

最後に、一言付け加えさせていただきますと、タイにおきましては、金融商品の規制当局が消費者保護に責任を負うのみならず、消費者保護局が別途ありまして、消費者の権利が侵害された時には、解決に乗り出します。消費者保護局が直接苦情処理に当たる場合も、他の規制当局の協力を要請する場合もあります。

以上で私のプレゼンテーションを終わります。ご清聴どうもありがとうございました。

（質問） プレゼンテーションありがとうございました。ご質問させていただいてよろしいでしょうか。配布資料の 4 ページですが、ここに家計部門の金融的な負債、資産が入っていますけれども、株式や銀行ローンに比べて、かなり債券の占める割合が大きくなっています。タイの場合は銀行ローンの方が、債券や株式よりもかなり大きいと思っていたのですが、どうしてそういうふうになったのか、どうして今はこういう状況になっているのか、ご説明いただければ幸いです。というのは、アジア債券市場を作るということで、債券市場がとても重要だからです。

それから、5 ページにある図ですが、銀行ローンと個人向けローンのことをおっしゃっていますけれども、特に個人向けローンというのがこの数年間急増しています。消費者と貸出機関の間に何か問題はあるのでしょうか。銀行規制と消費者金融規制は違ったところなののでしょうか。ライセンスは取る必要があるのでしょうか。日本の場合、銀行は免許を取らないと銀行業を営めないのですが、消費者金融会社は免許を取らなくても創業できるわけです。ただ、登録制にはなっています。タイは、銀行及び消費者金融に、参入規制は何かあるのでしょうか。

最後の質問です。主に預金市場、ローン・マーケット、保険市場についてお話いただいたのですが、今日は、証券や債券など資本市場のお話はなかったように思います。これについての規制体系はどうなっているのでしょうか。証券市場についても何らかの規制があ

るのでしょうか。お答えいただければ幸いです。

(Tapasanan) それでは、ご説明申し上げます。まず三番目のご質問を最初にお答えします。資本市場関連の消費者保護に関する規制ですが、これは 15 番目のスライドに書いてあります。個人向けローンとクレジットカードについてですが、プレゼンテーションで申し上げましたように、通常は市場に決めさせております。しかし、例えば金利を取られ過ぎた、もしくは、妥当とは言えない取立てがあったというような不満が上がってきたので、タイ中銀と財務省は National Executive Law と呼ばれる特別な法律を適用することに合意しています。この法律は独裁時代に制定されたものですが、クレジットカード及び個人向けローンの業務をライセンスの対象にするというものであり、財務省とタイ中銀の共管事項になります。

資本市場の規模は、3 番目のスライドにあります。時価総額で見ますと、タイでは銀行ローンというのはとても大きい比率を占めています。しかし最近株式市場も旺盛になってきており、時価総額も急増しております。もう 5 年も経てば、もしかしたら、銀行ローンと肩を並べるような規模になるかもしれません。

(Suwanaporn) ノンバンクの業者は銀行と同じような規制がかけられているのかというご質問に関して、私も追加してよろしいでしょうか。上記の特別な法律により、ノンバンクもクレジットカード、もしくは個人向けローン・ビジネス、もしくは消費者金融ビジネスをやりたいのであれば、タイ中央銀行及び財務省からライセンス（免許）を得なくてはなりません。遵守しなければいけない規則もあります。最低資本要件及び最低基準要件もあります。これにより、銀行と同じ土俵となっているのです。

(モデレーター) 私から一つ伺ってよろしいですか。確か 12 ページ、20 ページに、E-banking とか E-money とあります。20 ページに、ガイドラインが書いてあります。これは、今日、ロンドン大学から横井先生が来ていますが、イギリスでは EU 指令に基づいて、いわゆるエレクトロニック・マネーなどに関するガイドラインを作成し、一部法制化されています。各国いろいろなガイドラインがあるのですが、タイで作られた時に、どこの国のものをご参考になっているのか教えてください。

それから、E-banking や E-money は、タイに行った時にあまり見たことがないのですが、今どの程度普及しているのでしょうか。また今後どういう形で普及していくのかという予想があれば、教えていただきたいと思います。

(Tapasanan) E-banking や E-money は、ごく最近、タイで始まったばかりですので、まだサービスを提供している銀行やノンバンクは少数です。ただ、E-banking や E ビジネスの話をする場合には、両面を見るべきだと思うのです。まずオペレーター、業者側ですが、大半の業者は E-banking や E-money 電子サービス関連の商品やサービスを提供する用意ができています。詰まるところは消費者側の態度だと思います。ハードも必要ですし、利用の仕方を知らないと使えない。向こう数年間、このビジネスはそれほど拡大するとは思えません。しかし、技術も発展し、エレクトロニクス分野での啓蒙もかなり進んできましたので、中期的に 3 年、5 年というスパンで考えますと、このサービスは既存商品に取って代わるのではないかと思います。

(質問) 一つ分からないのは、ガイドラインを作った時には何か基準があったのですか。

(Tapasanan) 大体ヨーロッパの例を参考にさせていただきました。

(質問) 三つ質問があります。まず第一番目、気付いたのですが、事項によっては規制当局間の共管事項になっていますが、どういう場合に共管にして、どういう場合に単独の管轄にするとか、何か決める基準みたいなものがあるのでしょうか。

また、預金保険についてですが、現在議会に法案を提出したいということをおっしゃっていました。今は 100%保護なさっているわけですが、100%保護というのはずっとあったのですか。それとも 97 年の危機以来 100%保護に切り替わったのですか。どういう事情でしょうか。今後は部分保証になるそうですが、いわゆる共同保険のようなものはあるのですか。これ以外にも保険というものはあるのでしょうか。今回の議会に出す予定の法案の内容を少し教えてください。

消費者ローンについては、28%が上限だとおっしゃいましたが、28%とは何のパーセンテージですか。つまり、消費者金融会社は 28%の上限金利で操業しなければいけないという意味ですか。意図は何なのでしょう。ふさわしくない、不適格の借り手にお金を貸し出さないようにということで、上限を設けたということですか。

(Tapasanan) 上限金利は、カードが 18%で個人向けローンが 28%の上限です。カードローンについては、普通、銀行は、実際は 7%~15%くらいの金利を課していますが、ノンバンクの業者は、ライセンス化されて法体系に取り込まれる前は、30%以上の金利を取

っており、48%という高金利もありました。しかし、真の問題、我々が苦情を受けたのは、デフォルト時のレートで、銀行もノンバンクも 80%くらいでした。これではだめだということで、当局が介入しました。

個人向けローンについても同じです。通常、銀行は無担保または用途を特定せずに個人向けローンを提供する場合、大体 20%弱くらいの金利を取っているのですが、ノンバンクの方は 30%強の金利を取っていました。しかし、最も消費者側が痛みを強いられていたのがサービス料金で、いろいろなサービス料金を取られるのです。消費者から上がってくる苦情の大半は、金利そのものが高いということではありませんでした。タイでは闇金融や知人から融資を受けた場合、市中レートは1か月2~5%で、タイ、特に都市部では、容認されている慣行なのです。これでは問題だということで、当局が介入しまして、レートの方も規制しようとしてしました。しかし、今度はノンバンクから、28%では低すぎる、無担保だからリスクが高すぎるという苦情が上がってきた。そこで、コストを削減できるところは削減してください、ということに原則として同意させました。例えば販売前、販売後のプロモーションなどは認めていませんし、そのように管理する努力を払っています。

第二番目のご質問は、預金保険のお話ですね。これは Suwanaporn 氏にお答えいただいた方がよいかもしれません。今考えている法案の内容は何かということで、部分保証となる、という話をしましたが、預金保険に含まれる制限について、私にお話する資格があるかどうかわかりません。細かいことを今日はお話しできませんが、補償に上限を設けた意図は、小口の投資家のためということで、預金口座数の 90%以上は保全したいと思っています。金額ベースで、実際に預金保険機構がカバーするものは約 48%になります。つまりカバーされない残りの 52%は、大口預金者ということになります。

第一番目のご質問は規制当局間の協力の話だと思いますが、証券取引委員会とタイ中銀は財務大臣の管轄下にあるので、問題はありません。ちなみに、先ほど財務省と言いましたが、これは間違いです。申し訳ありません。証券取引委員会の事務局長はタイ中銀の理事ですし、逆に中銀の総裁は証券取引委員会の副委員長を務めています。しかし、保険はあくまでも商務省管轄ですから、ちょっと協力がしにくい。しかし、ここ 5~6 年間、銀行監督委員会ができて、保険部の部長にも我々の委員会のメンバーになってもらいましたので、今はこの委員会を通して、緊密に連携を取っております。

(Suwanaporn) できるだけよいお答えをしたいので、ちょっと確認してよろしいでしょうか。第三番目、金利の上限に関する質問についてです。個人向けローンをやっているところは、上限があるわけです。28%の上限ということに今なっておりますけれども、なぜこういうふうになったかといいますと、やはり消費者保護の観点が強かったためです。不当な金利を消費者が請求されないように、上限を決めたのです。

業者側にも副作用がある程度出たかもしれませんが、業者はこの枠内でやってもら

うように金利を調整しなければなりません。ヨーロッパでは特に、多くの国では金利に上限を課しておりません。なぜなら業者が高額所得者のみを顧客層とせざるを得なくなり、零細消費者、小口の借り手が、マーケットから追い出されてしまうかもしれないからです。つまり、低所得消費者はリスクが高い、債務不履行のリスクが高いため、業者はハイエンドのカスタマーにしか貸出を行いたくない。すると、零細でも借入をしたい人が、闇市場を使わざるを得なくなってしまう。業者は調整をしなければなりません。債務不履行リスクや貸し過ぎに注意深く、慎重にならねばいけません。打ち出した方針の結果に対処するため、我々も調整する必要があります。しかし、タイの場合には消費者保護を優先したのです。

それから、第二番目のご質問の預金保険については、ガイドラインを整備しました。目的はタイの国民大半の利害を満たすことです。現在、原案がほぼ出来上がりまして、法務部で審議しているところです。法務部における審議が終われば、法案として国会に提出されます。

一番目の質問に関しては、タイには非常に多くの規制当局があります。日本とイギリスはどちらかというと、単一の規制当局ということでやっているのですが、タイの場合には、合理的な説明はできないのですが、一本化することができなかった。だから複数の規制当局が並存しているという状態です。ただ、どうしてこうなったかは、よくご説明できません。どうして保険だけは別で、資金や金融取引とは無関係な商務省の担当なのか説明して欲しいと言われても、なかなかいい説明ができないのです。現在、財務省としては本件をよく検討し、できるだけ協力を推進し、できるだけ統一的で類似の基準を適用し、既存の監督の枠組を有効活用したいと考えております。以上です。

（質問） どうもありがとうございます。4 ページのスライドに戻ってよろしいでしょうか。債券や株式が、家計のポートフォリオで大きな比率を占めていて驚きました。質問に対するあなたの答えの中にもあったように、多分、非常に迅速に、銀行中心のシステムから資本市場のシステムに移ったのだと思います。神田先生の基調講演で、そのような移行というのは、コストがかかるとおっしゃいましたが、移行するに当たって、タイでは規制コストや執行コストはかなり高かったということではよろしいのでしょうか。どういうコストがあったのか、どのような問題があったのか、規制当局の見解としてどうでしょうか。

（Suwanaporn） 銀行中心のシステムから資本市場システムに移るに当たって、どんな問題があったのかということですか。

（質問）　そうです。移行期が短かったのではないですか。

（Suwanaporn）　そうです。本当に迅速に移行してしまったのです。予測していませんでした。しかし、大きな混乱はなく、かなりスムーズに移行できております。株式市場、債券市場の伸び率というのは、大きく上下変動する時があります。なぜなら株式市場を例に取ると、時価総額ベースですので、その時の投資家の心理とか、市場の心理、需要によって決まってくるものですから。これはどちらかというと、想定資本額みたいなものです。実際にその額のお金が現金としてあるわけではなく、マーケットの時価総額として想定される額がここまで伸びたということです。

債券市場においてはこの数年間で、政府は大変な努力を払い、債券市場を育成するため、いい発行体を揃え、必要なインフラを整備するということを心掛けてまいりました。先生がおっしゃられたようにまだ課題は残っています。ガバナンスをしっかりとやらなければいけませんし、かつ資本市場の規制体系を推進していかなければなりません。直接金融なので、適切なチェック・アンド・バランスが機能するようにしなくてはなりませんし、モニタリングのシステムや開示のシステムなど、もちろんいいものを今後整備しなくてはなりません。そして、フェアで、効率の高い金融仲介の機能を整備していきたいと思っております。

（Mr. Tapasanan）　危機の後、銀行はいろいろと理由をつけて貸し渋りをしたわけです。ですから、お金を必要としていた人たちは、銀行から融資してもらえないため、他の方途に頼り、資本市場に出て行きました。昔は起債などしたことがなかったのですが、やらざるを得なかった。他に選択肢がなかったのです。銀行はもう不良債権で手一杯でした。資産の半分くらいが不良化していたので、銀行はとても貸出できる状況ではない。これ以上不良債権を増やしたくないと思ったわけです。社債が急増したのは、ここ数年です。現在は、銀行融資がまた伸び始めてきていて、去年は6%増くらいだったと思います。今後もうこういったトレンドは続いていくと思います。

（質問）　消費者ローンと消費者保護局についてお伺いしたいと思います。一点目の消費者ローンですけれども、日本でも上限金利を設けておりまして、その上限金利が守られていないということと、高過ぎるのではないかということを、吉野座長の金融庁の懇談会で検討しており、私も議論に参加しております。上限金利があっても、また、それを下げても、消費者の借り過ぎや金融機関側の貸し過ぎが解決していないからです。そのためには、消費者がどこからどんな金利でいくら借りているのか、返済状況はどうかという個人

信用情報を専門機関に登録して、貸し過ぎ、借り過ぎをしないように図ろうとしているのですが、それもなかなかうまくいっていないという状況がございます。タイでは個人信用情報に関して、何かやっていらしたら教えてください。

それから、広告の規制をやっていらっしゃるということですが、どのような広告に対する規制をやっていらっしゃるのか。テレビコマーシャルであるとか、新聞、街頭で配るチラシ、日本ではその辺をどうしていくのかというのが課題なのですが、教えていただきたいです。

それから、消費者保護局を設けておられるということで、消費者と事業者のトラブルに当局が介入していると理解いたしましたけれども、その消費者保護局というのは、政府の中でどこに位置付けられているのか。独立している局なのか、或いは金融を担当している局の下にあるのか、その辺について教えていただきたいと思います。

（Tapasanan） 消費者保護局というのは、政府の一部で、消費者が直接苦情を持っていきける先の局です。苦情の範囲は金融サービスに限りません。例えばこの間買った自動車がすぐ壊れてしまったということなら、その自動車を持ち込んで、抗議を示すために局の前で叩きつぶしてもいいわけです。

貸出し過ぎてしまう、もしくは借入し過ぎてしまうという問題ですが、もちろん限度があるわけです。どんなクレジットカードの借り手でも、消費者ローンの借り手でも、上限は所得の5倍までしか借入できません。月収10万円なら、最高でも月に50万円までしか借入ができないと、全体の借入の上限が決まっています。